

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第14号

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程等の一部を改正する規程

第1条 京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(旅客運賃の無料等)</p> <p>第24条 第22条第3項に規定する旅客のほか、本市の区域内に住所を有する旅客(本市の発行する京都市重度障害者タクシー利用券の交付を受けた者を除く。)で、次の各号に掲げるものの旅客運賃は、無料とする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 児童又は生徒で次に掲げる者及びその介護者1人</p> <p>ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。)、同法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第12条の4に規定する施設に入所し、又は通所している児童及び同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童</p>	<p>(旅客運賃の無料等)</p> <p>第24条 第22条第3項に規定する旅客のほか、本市の区域内に住所を有する旅客(本市の発行する京都市重度障害者タクシー利用券の交付を受けた者を除く。)で、次の各号に掲げるものの旅客運賃は、無料とする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 児童又は生徒で次に掲げる者及びその介護者1人</p> <p>ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、<u>児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。</u>)、同法第6条の2の2第2項及び第3項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第12条の4に規定する施設に入所し、又は通所している児童及び同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親</p>

イ 略

(特定割引普通旅客運賃)

第26条 特定割引普通旅客運賃は、次の各号に掲げる旅客が駅間を連続して片道1回乗車する場合について適用する。ただし、第24条第1項に規定する旅客を除く。

(1) ～ (3) 略

(4) 本市の区域外に住所を有する児童又は生徒で次に掲げる者及びその介護者1人

ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。)、同法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第12条の4に規定する施設に入所し、又は通所している児童

イ 略

(証明書等が無効となる場合等)

第38条 第41条第2項各号に掲げる証明書等、第45条第2項に定める書類及び証明書又は旅客運賃割引証は、次の各号の一に該当する場合は、無効

に委託されている児童

イ 略

(特定割引普通旅客運賃)

第26条 特定割引普通旅客運賃は、次の各号に掲げる旅客が駅間を連続して片道1回乗車する場合について適用する。ただし、第24条第1項に規定する旅客を除く。

(1) ～ (3) 略

(4) 本市の区域外に住所を有する児童又は生徒で次に掲げる者及びその介護者1人

ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)、同法第6条の2の2第2項及び第3項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第12条の4に規定する施設に入所し、又は通所している児童

イ 略

(証明書等が無効となる場合等)

第38条 第41条第2項各号に掲げる証明書等、第45条第2項に定める書類及び証明書又は旅客運賃割引証は、次の各号の一に該当する場合は、無効

として回収する。

- (1) 略
- (2) 記載事項を塗り消し、又は改変したものを旅客が使用した場合
- (3)～(5) 略

(定期券等以外の乗車券が無効となる場合)

第69条 定期券等以外の乗車券を所持する旅客が、次の各号の一に該当する場合は、当該乗車券(回数券等にあつては、その使用した券片)を無効として回収する。

- (1) 略
- (2) 券面表示事項又はエンコード乗車券の裏面の磁気情報を塗り消し、又は改変した乗車券を使用した場合
- (3)～(11) 略

第70条 定期券等を所持する旅客が、次の各号の一に該当する場合は、当該定期券等を無効として回収する。

- (1) 略
- (2) 券面表示事項又はエンコード乗車券の裏面の磁気情報を塗り消し、又は改変した定期券等を使用した場合
- (3)～(12) 略

として回収する。

- (1) 略
- (2) 記載事項を改ざんしたものを旅客が使用した場合
- (3)～(5) 略

(定期券等以外の乗車券が無効となる場合)

第69条 定期券等以外の乗車券を所持する旅客が、次の各号の一に該当する場合は、当該乗車券(回数券等にあつては、その使用した券片)を無効として回収する。

- (1) 略
- (2) 券面表示事項又はエンコード乗車券の裏面の磁気情報を改ざんした乗車券を使用した場合
- (3)～(11) 略

第70条 定期券等を所持する旅客が、次の各号の一に該当する場合は、当該定期券等を無効として回収する。

- (1) 略
- (2) 券面表示事項又はエンコード乗車券の裏面の磁気情報を改ざんした定期券等を使用した場合
- (3)～(12) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則 (令和6年3月29日)

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

第2条 京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則(令和3年9月30日) (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程(以下「改正後の規程」という。)の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した一日乗車券及び昼間割引回数券は、当該乗車券を別に定めるところにより使用することができる。</p> <p>3 <u>改正後の規程にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した昼間割引回数券の取扱いについては、なお従前の例による。</u></p> <p>4 <u>前2項</u>に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。</p> <p>附 則(令和4年3月18日) この改正規程は、令和4年3月19日から施行する。ただし、第24条第1項第1号の規定は、令和4年10月1日から施行する。</p>	<p>附 則(令和3年9月30日) (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程(以下「改正後の規程」という。)の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した一日乗車券は、当該乗車券を別に定めるところにより使用することができる。</p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。</u></p> <p>附 則(令和4年3月18日) この改正規程は、令和4年3月19日から施行する。ただし、第24条第1項第1号の規定は、令和4年10月1日から施行する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則 (令和6年3月29日)

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)